

よくあるお問合せ

Q. 「中小事業者」とはどのような事業者を指すのでしょうか。

A. 都内に主たる店舗を有し、かつ、大企業及び「みなし大企業」に該当しない、次のいずれかの法人等を指します。

(1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業及び個人事業主

➤ 【参考】中小企業庁 HP :

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

飲食店は「小売業」の区分が適用となります。

(2) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員数が（1）の中小企業と同規模のもの

(4) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

Q. 2 月 14 日に飲食店営業許可書を取得し、2 月 15 日から新規に開店しました。協力金の対象となりますか。

A. 今回の要請期間の開始日である 2 月 14 日より前に必要な飲食店営業許可を取得し、かつ、営業を開始していた方が協力金の対象となるため、**協力金支給対象外となります。**

Q. 要請期間中に飲食店（喫茶店）営業許可の停止処分を受けました。その場合でも協力金の支給対象になりますか。

【変更】A. 協力金を受給するには、令和4年2月14日から3月21日までの全ての期間、飲食店営業許可等を有していることが必要です。そのため、**期間中に営業停止処分等を受けた場合は、協力金の支給対象外となります。**

Q. 要請に応じた時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の支給対象になりますか。

A. テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮の要請の対象外であるため、**要請に応じた時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。**ただし、**テイクアウト専門店や宅配のみ**の業態については、そもそも営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする**協力金の支給対象となりません。**

Q. 営業時間の短縮ではなく、休業をしているが、協力金の支給対象となりますか。

A. **従前 20 時を超えて翌朝 5 時までの間に営業していた店舗**が今回の要請を受けて休業をした場合、「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請にご協力いただいたこととなりますので、**協力金の支給対象となります。**

Q. 複数店舗を運営しています。「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に応じるか、「21 時までの営業時間短縮・20 時までの酒類提供」の要請に応じるかを店舗ごとに選択することは可能ですか。

A. **店舗ごとに、どの要請に応じるかを選択することは可能です。**

Q. 「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に依じていましたが、要請期間の途中で、「21 時までの営業時間短縮・20 時までの酒類提供」に変更しました。この場合、協力金はどのように算定されますか。

A. 1 日でも 20 時を超えて営業したり、20 時までの酒類の提供を行ったりした場合、**全期間を通じて協力金日額は 2.5 万円～7.5 万円**（売上高方式の場合）となります。

Q. 従前 20 時 30 分まで営業していました。要請期間当初から「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に依じていましたが、協力金の対象となるでしょうか。

A. 従前 20 時から 21 時までの間を閉店時間としていた店舗が、当初から「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に全期間を通じてご協力いただいた場合は、**協力金の対象となり、日額は 3 万円～10 万円（売上高方式の場合）**となります。

Q. 従前 20 時 30 分まで営業していました。要請期間当初から「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に依じていましたが、途中から「21 時までの営業時間短縮・20 時までの酒類提供」の要請に依りました。この場合、協力金はどのように算定されますか。

A. 従前 20 時から 21 時までの間を閉店時間としていた店舗が、当初から「20 時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請にご協力いただいたとしても、要請期間の途中で 21 時まで営業を行った場合は、**全期間を通じて協力金支給対象外**となります。

Q. 1月21日から2月13日まで「21時までの営業時間短縮・20時までの酒類提供」の要請に応じていましたが、2月14日からは、「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に応じました。この場合、協力金はどのように算定されますか？

【変更】A. 1月21日～2月13日実施分と、2月14日～3月21日実施分は別の協力金となりますので、それぞれ別に算定されます。お問合せのケースの場合、**1月21日から2月13日までの協力金日額は2.5万円～7.5万円（売上高方式の場合）、また、2月14日から3月21日までの協力金日額は3万円～10万円（売上高方式の場合）**となります。

Q. 3月6日までは要請に応じていませんでしたが、3月7日以降は「21時までの営業時間短縮・20時までの酒類提供」、または「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に応じました。この場合、協力金は支給されますか？

【NEW】A. 協力金を受給するには、令和4年2月14日から3月21日までの全ての期間、要請にご協力いただくことが必要です。したがって、**この場合は協力金の支給対象外となります。**

Q. 2月14日から3月6日まで「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に応じていましたが、3月7日から「21時までの営業時間短縮・20時までの酒類提供」に変更しました。この場合、協力金はどのように算定されますか。

【NEW】A. 2月14日から3月21日までの期間のうち、1日でも20時を超えて営業したり、20時までの酒類の提供を行ったりした場合、**全期間を通じて協力金日額は2.5万円～7.5万円（売上高方式の場合）**となります。

Q. 「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか。

A. 協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」または「感染防止徹底点検済証」を掲示していただくことが必要です。

Q. 「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか。

A. 都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトを実施しています。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html>

Q. コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか。

A. コロナ対策リーダーを店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をいただかないと協力金は支給されません。